

農業体験施設「函館市亀尾ふれあいの里」市民農園利用者募集

4月20日(日)に開園する「函館市亀尾ふれあいの里」の市民農園利用者を3月1日より募集しています。

亀尾ふれあいの里には、市民農園のほか体験農園・果樹園があり、色々な農作業を体験することができます。

また、併せて整備したピオトープでは水生生物の観察ができるほか、多目的広場では新鮮野菜の産直市などの各種イベントの開催を予定していますので、多くの市民の皆さんのご利用をお待ちしております。

施設の概要	場 所 函館市米原町126番地3ほか 施 設 市民農園 80区画(1区画は25㎡) 体験農園 5圃場4水田, 果樹園, ピオトープ (附帯施設) 管理棟, トイレ, 農機具倉庫, 駐車場(162台分), 広場等
募集内容	市民農園 80区画(1人または1団体につき1区画を限度とします。)
利用期間	4月20日から11月10日まで 利用時間: 日の出から日没まで 最高で5年間継続使用することができます。(~ 24年度)
利用料金	1年度1区画(25㎡)につき 5,000円
応募資格	市の区域内に住所を有する方, または市の区域内に住所を有する方々で構成する団体
応募方法	「市民農園使用許可申請書」に必要事項を記入のうえ, <u>4月3日(木)必着</u> (郵送の場合は4月3日消印有効)まで提出してください。
申請書提出先	次のいずれかに提出してください。 函館市農林水産部農林課(市役所本庁舎3階) 〒040-0866 函館市東雲町4番13号 FAX23-0325およびEメール nourinka@city.hakodate.hokkaido.jp 持参・郵送・FAX・Eメールのいずれの方法でも構いません。 特定非営利活動法人 亀尾年輪の会(指定管理者) Eメール info@kameo-fureainosato.com Eメールで申請書を添付ファイルとして提出してください。
抽 選 会	応募された方につきましては, 使用区画(応募者多数の場合は, 使用者)を決定する抽選会を開催しますので, 必ず出席してください。 抽選会日時 平成20年4月13日(日)10:00~12:00 集合時間10:00(時間厳守) 終了時間については, 応募者数によって, 前後する場合があります。 抽選会会場 函館市水産物地方卸売市場 会議室 函館市豊川町27番6号
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園のご利用にあたり, 注意事項やルール等がありますので事前にお問い合わせください。 締切日において, 応募者が定数に満たない場合には再募集を行います。 体験農園の利用者も募集しております。
お問い合わせ	管理運営: 指定管理者 特定非営利活動法人 亀尾年輪の会 ・函館市亀尾ふれあいの里管理棟 58-0831 4月20日~11月10日までの午前9時~午後5時まで 管理者直通 080-5586-6704 午前9時~午後5時まで E-mail: info@kameo-fureainosato.com 亀尾ふれあいの里ホームページ http://www.kameo-fureainosato.com 函館市所管部局: 農林水産部農林課 21-3342・3344

市民農園の利用申請にあたって

市民農園を利用できる方

- 函館市の区域内に住所を有する方
- 函館市の区域内に住所を有する方々で構成する団体

市民農園の利用について

「函館市亀尾ふれあいの里市民農園利用許可申請書」に必要事項を記入のうえ、募集期間内に申請してください。

許可をする市民農園の区画は、1人または1団体につき1区画を限度とします。

ただし、募集期間終了後、市民農園区画に空きがある場合は再募集を行います。

再募集を行いなお残余区画数が生じた場合は、1人また1団体につき4区画を限度に1区画を超える数の区画の使用を許可することができるものとします。

応募者が区画数を超えた場合には抽選となります。

許可を受けた年度から5年間(更新4回)まで年度毎の閉園前までに申請書の提出により、ご利用の区画のまま更新できます。

利用料金等について

利用料金については、年度の途中からの利用となる等の場合においても1年度の利用料金となり、利用料金の減免や月割による利用料金の設定などはありません。

また、年度の途中で利用を中止する等の場合においても、利用料金還付はありませんのでご承知おき下さい。

利用料金のお支払いについては、指定管理者が指定する支払期間内および支払場所で現金にてお支払い下さい。

利用料金のお支払いの際に市民農園使用許可書を発行いたします。

使用許可書が発行されるまでは、使用の許可を得ておりませんので、市民農園を使用することができませんのでご注意ください。

やむを得ず指定期間内にお支払いが不可能となる場合には、必ず事前に指定管理者までご連絡ください。

事前に連絡無く、期日までに利用料金のお支払いが無い場合につきましては、公平平等な施設運営のため、お客様が市民農園を利用する意欲がないとみなし、新たな利用希望のお客様にご利用予定区画をご提供させていただくことがありますので、あらかじめご承知おき願います。

使用する際の留意事項

指定管理者の指示に従うこと。

許可を受けた目的以外に使用したり、他人に転貸したり、使用の権利を譲渡してはいけません。

許可無く、物品の販売や寄附の要請その他これらに類する行為をしてはいけません。

建築物等を設置してはいけません。

営利目的で作物を栽培してはいけません。

危険物等を持ち込んではいけません。

所定の場所以外で火気を使用し、または喫煙してはいけません。

附属設備等を適切に取り扱い、許可を受けたもの以外のものを使用し、または移動してはいけません。

ふれあいの里の施設およびその敷地内で、許可なく看板、ポスター等の掲示等をしてはいけません。

騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけることはできません。

所定の場所以外に出入りしてはいけません。

動物(身体障害者補助犬を除く。)を伴って施設に入ってはいけません。

越冬作物、樹系作物または地力減退作物を栽培してはいけません。

年度ごとの閉園が近づいたら閉園日までに使用区画を整理し、原状に回復して指定管理者の点検を受けたうえで返還してください。

また、年度の途中で区画の使用を中止した場合や使用の許可を取り消された場合等には直ちに原状に回復して指定管理者の点検を受けたうえで返還してください。

農薬を使用しないこと。ただし、疫病等が発生した場合は、指定管理者の至急報告し、指示を受けてください。

別に定める「函館市亀尾ふれあいの里 市民農園利用ルール」を遵守してください。